

## 福岡市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第11号）及び、「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（厚生労働事務次官通知）の別紙「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格取得支援事業」を活用し、認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、もって、子どもを安心して育てることができるような体制を整備することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設長等 対象施設の設置者、施設長及び運営する法人その他の団体の代表者をいう。
- (2) 養成施設 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

### (対象施設)

第4条 平成25年4月1日から平成26年4月1日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する対象施設については、事業の実施の期間中以下のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 福岡市において開設している認可外保育施設で、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下、「証明書」という。）の交付等をうけており、第5条に定める期間まで、証明書等の内容を満たしていること。
- (2) 幼稚園型認定こども園
- (3) 法第59条の2の規定に基づく届出の対象外である認可外保育施設のうち、証明書の内容を満たしていると福岡市が認める施設。

なお、本事業の実施期間中に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める施設型給付又は地域型保育給付の対象となった場合は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、給付対象としての基準を満たすこと。

- 2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する対象施設については、事業の実施の期間中第1項(1)～(3)のいずれかの要件を満たすこと。
- 3 平成27年4月1日以降に養成施設において受講を開始した者について本事業を実施する対象施設については、第1項(1)～(3)または以下のいずれかの要件を満たすこと。
  - (1) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A

型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(実施要件)

第5条 本事業の対象施設の要件は次のとおりとする。

前条第1項における対象施設については、以下の要件を満たすこと。

- (1) 平成26年4月1日までに証明書が交付されていること。
  - (2) 本事業の対象者が、法第18条の18に基づく保育士登録証(以下、「保育士証」という。)の交付を受けるまでの間、証明書等の内容を満たしていること。
- 2 前条第2項における対象施設については、以下の要件を満たすこと。
- (1) 平成27年3月31日までに証明書が交付されていること。
  - (2) 本事業の対象者が保育士登録された日を起算として、当該施設において1年間以上常勤職員として勤務するまでの間、証明書の内容を満たしていること。
- 3 前条第3項における対象施設については、以下の要件を満たすこと。
- (1) 本事業の対象者が保育士証の交付を受け、1年間以上対象施設に勤務することが決定するまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

(対象者)

第6条 第4条第1項における対象施設に勤務する者については、次の各号を全て満たす職員を本事業の対象とする。

- (1) 常勤職員として対象施設に勤務していること。本事業の対象となる常勤職員とは、対象施設が定めた勤務時間のすべてを勤務する職員をいう。また、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤職員とみなす。

なお、対象者は、受講期間中においても当該対象施設に常勤職員として勤務していること。

- (2) 保育士登録をし、保育士証の交付を受けること。

ただし、実際の受講が4月1日を過ぎている場合でも、養成施設において4月入学生として扱う場合は、本事業の対象とする。

2 第4条第2項第3項における対象施設に勤務する者については、第1項(1)及び次の各号を全て満たす職員を本事業の対象とする。

- (1) 受講後に保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法によること。

- (2) 保育士登録された日を起算として当該対象施設において1年間以上常勤職員として勤務すること。ただし、第4条第3項の対象施設については、補助金は保育士資格取得後当該対象施設に継続して1年以上勤務することを確認した後に支払うこととする。

3 本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は、本事業の対象としない。

(受講方法)

第7条 前条第1項における対象者は、養成施設での受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制)により保育士資格を取得する。

また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その教科目を科目等履修により修めることで保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。

2 前条第2項、第3項における対象者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得または、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法により保育士資格を取得する。

また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その教科目を科目等履修により修めることで保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。

#### （補助対象経費）

第8条 本事業における補助対象経費は、次のとおりとする。

##### （1）養成施設受講料等

養成施設の受講に必要な入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税。

ただし、次に定める経費は、補助対象外経費とする。

①その他の検定試験の受講料

②受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

③補講費

④養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用

⑤養成施設が実施する各種行事参加に係る費用

⑥学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

⑦受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

##### （2）代替保育従事者雇上費

対象者が、保育士資格の取得に必要な保育実習や面接授業を受けるため、当該対象施設に勤務していない期間に代替保育従事者を雇用する場合の経費

2 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

3 代替保育従事者雇上費については、対象者に対して給与が支払われない、又は対象者が養成施設の定める修業年限を超えて修学する場合は、対象としない。

4 クレジットカードの利用料等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象としない。

5 実績報告時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。

6 原則、対象施設が対象経費を負担すること。但し、対象施設と対象者がお互い協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りではない。

#### （補助金の額）

第9条 本事業における補助金の額は、予算の範囲内において、市長が決定し交付する。

##### （1）養成施設受講料等

ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、300千円を上限とする。

イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号 雇用均等児童家庭局

長通知)別表の②③を活用する者(以下、「特例制度対象者」という。)については、100千円を上限とし、同通知別表の①を活用する者は200千円を上限とする。

(2) 代替保育従事者雇上費

第4条第1項第2項における対象施設については、1人1日当たり5,920円を上限とする。

第4条第3項における対象施設については、1人1日当たり6,120円を上限とする。

2 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする施設長等は、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下、「交付申請書」という。)を市長に提出する。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業実施計画書(様式第2号。以下、「実施計画書」という。)

なお、実施計画書の提出は、施設長等が本事業を開始した年度のみとする。

(2) 対象者が常勤職員として当該対象施設に勤務していることが確認できる書類。

(3) 対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類

3 交付申請書は、対象者が受講を開始した月の翌月末までに提出するものとする。

4 第1項の規定により、申請を行った年度の次年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度4月30日までに交付申請書を市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 市長は、施設長等から交付申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下、「交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行う。

(実績報告)

第12条 第10条の申請を行った施設長等は、次に定める期日までに、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金実績報告書(様式第4号)により、市長に実績報告を行わなければならない。

(1) 養成施設の受講料等

第4条第1項における対象施設については、対象者に保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日。

第4条第2項における対象施設については、対象者が保育士登録された日を起算として、当該施設に1年間以上常勤職員として勤務した月の末日又は平成32年3月31日のいずれか早い日。

第4条第3項における対象施設については、対象者に保育士証が交付された日を起算として、1年間以上当該対象施設に勤務をすることが決定した日の属する月の末日。

(2) 代替保育従事者雇上費

第4条第1項における対象施設については、毎年度3月31日。

第4条第2項第3項における対象施設については、毎年度3月31日まで又は受講期間終了月の翌月末日。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 養成施設受講料等

ア 第4条第1項第3項における対象施設については、対象者の常勤職員としての勤務が確認できる書類。

第4条第2項における対象施設については、対象者が保育士登録された日を起算として当該対象施設において1年間以上常勤職員として勤務していることが確認できる書類。

第4条第3項における対象施設については、対象者に保育士証が交付された日を起算として、1年間以上当該対象施設において勤務することが決定したことが確認できる書類。

イ 養成施設の長が発行する養成施設受講料等の領収書

なお、養成施設への受講料等の支払いについて、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の対象者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とする。

ウ 対象者の保育士証の写し

なお、本事業の実施期限までに保育士証が交付されない場合は、実施期限までに卒業することが見込まれる旨の養成施設の長による証明書をもって、保育士証の写しと代えることが出来る。

(2) 代替保育従事者雇上費

ア 対象者の常勤職員としての勤務が確認できる書類

イ 対象者の保育実習等の履修期間に給与が支払われていることが確認できる書類

ウ 対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類

(受講料等の領収書)

第13条 前条第2項に規定する養成施設の長が発行する養成施設受講料等の領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていること。

①養成施設の名称

②支払者名

③領収額（又はクレジット契約額）

④領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

⑤領収印

2 領収書に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。

3 養成施設に係る領収書については、確認後、原則として当該対象施設に返却する。

ただし、必要に応じて当該対象施設了承の上で写しを取る。

(補助金の確定等、通知及び交付)

第14条 市長は実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、職員をして、申請を行い又は本事業の適用を受けた施設長等の施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問

を行わせることができるものとする。

- 2 施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

(申請内容の変更)

第16条 施設長等は、第11条の規定による交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、速やかに認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金変更交付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第17条 市長は、前条の申請を受理した場合は、対象施設の要件について必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、施設長等に速やかに通知を行う。

(申請の取り下げ)

第18条 第10条の規定による当該補助金の交付の申請をした者は、第11条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付取下書(様式第8号。以下、「交付取下書」という。)により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(取消し等)

第19条 市長は、本事業の決定を受けた施設長等が、この要綱の規定に違反したときは、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されているときは、返還期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、本事業の適用を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行い又は本事業の適用を受けた施設長等に対し当該施設長等(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業の実施期限)

第21条 第4条第1項における対象施設については、平成26年4月30日までに養成施

設の受講を開始した者に係る保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

2 第4条第2項における対象施設については、平成27年3月31日までに養成施設の受講を開始した者について、保育士登録された日を起算として当該施設に1年間以上常勤職員として勤務した月の末日又は平成32年3月31日のいずれか早い日とする。

3 第4条第3項における対象施設については、平成27年4月1日以降に養成施設の受講を開始した者について、受講日を起算として4年を経過する日の属する年度の末日とする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日から、平成26年9月30日までの間に受講を開始した者で、本事業の要件を満たす場合は対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日から、平成27年11月30日までの間に受講を開始した者で、本事業の要件を満たす場合は対象とする。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに検討する。